# 政　令

競馬法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年七月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

**政令第二百二十一号**

競馬法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、競馬法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

競馬法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年四月一日とする。

農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

---

競馬法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年七月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

**政令第二百二十二号**

競馬法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令

内閣は、競馬法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに同法附則第四条及び競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（競馬法施行令の一部改正）

**第一条**　競馬法施行令（昭和二十三年政令第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三条の二」を「第四条」に改める。

第九条から第十一条までを次のように改める。

**第九条から第十一条まで**　削除

第十三条を次のように改める。

**第十三条**　削除

第十七条の二第一項中「及び第十七条の七」を削る。

第十七条の七中「第十条及び」を削り、「から第十五条まで」を「、第十四条及び第十五条」に改め、「、第十三条中「競馬会」とあるのは「都道府県又は指定市町村」と、「その役員及び職員」とあるのは「当該都道府県若しくは当該指定市町村の行う競馬に関係する当該都道府県若しくは当該指定市町村の職員又は当該都道府県と指定市町村とが組織する一部事務組合等若しくは当該指定市町村が組織する一部事務組合等の行う競馬に関係する当該一部事務組合等の職員」と」を削る。

（地方財政法施行令の一部改正）

**第二条**　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「あん分して」を「按分して」に改め、同項第一号中「第七条第一項及び第二項」を「第八条第一項」に改める。

（有限責任事業組合契約に関する法律施行令の一部改正）

**第三条**　有限責任事業組合契約に関する法律施行令（平成十七年政令第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改める。

（経過措置）

**第四条**　競馬法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の競馬法（以下「新法」という。）第八条、第九条第一項から第三項まで、第十条第一項及び第十一条並びに附則第五条第一項の規定は、平成二十六年六月七日（以下「適用日」という。）以後に実施される中央競馬の競走に係る払戻金、加算金及び二号給付金について適用し、適用日前に実施された中央競馬の競走に係る払戻金、加算金及び二号給付金については、改正法附則第二条及び第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされる加算金が適用日前に実施された中央競馬の競走に係る払戻金として交付されない場合には、当該加算金は、新法第九条第一項又は第三項の加算金とみなす。

**附　則**

この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

総務大臣臨時代理
国務大臣　稲田　朋美
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

---

都市計画法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年七月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

**政令第二百二十三号**

都市計画法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「含む都市計画区域」の下に「（指定都市の区域の一部を含む都市計画区域にあつては、その区域内の人口が五十万未満であるものを除く。）」を加える。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎